

香芝市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第19号

香芝市消防団条例の一部を改正する条例

香芝市消防団条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居住」の次に「し、又は勤務」を加える。

第7条第1項中「65歳」を「70歳」に改める。

第8条第2項第2号中「消防団の区域外に転住した」を「第4条第1号に規定する資格を有しなくなった」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。